

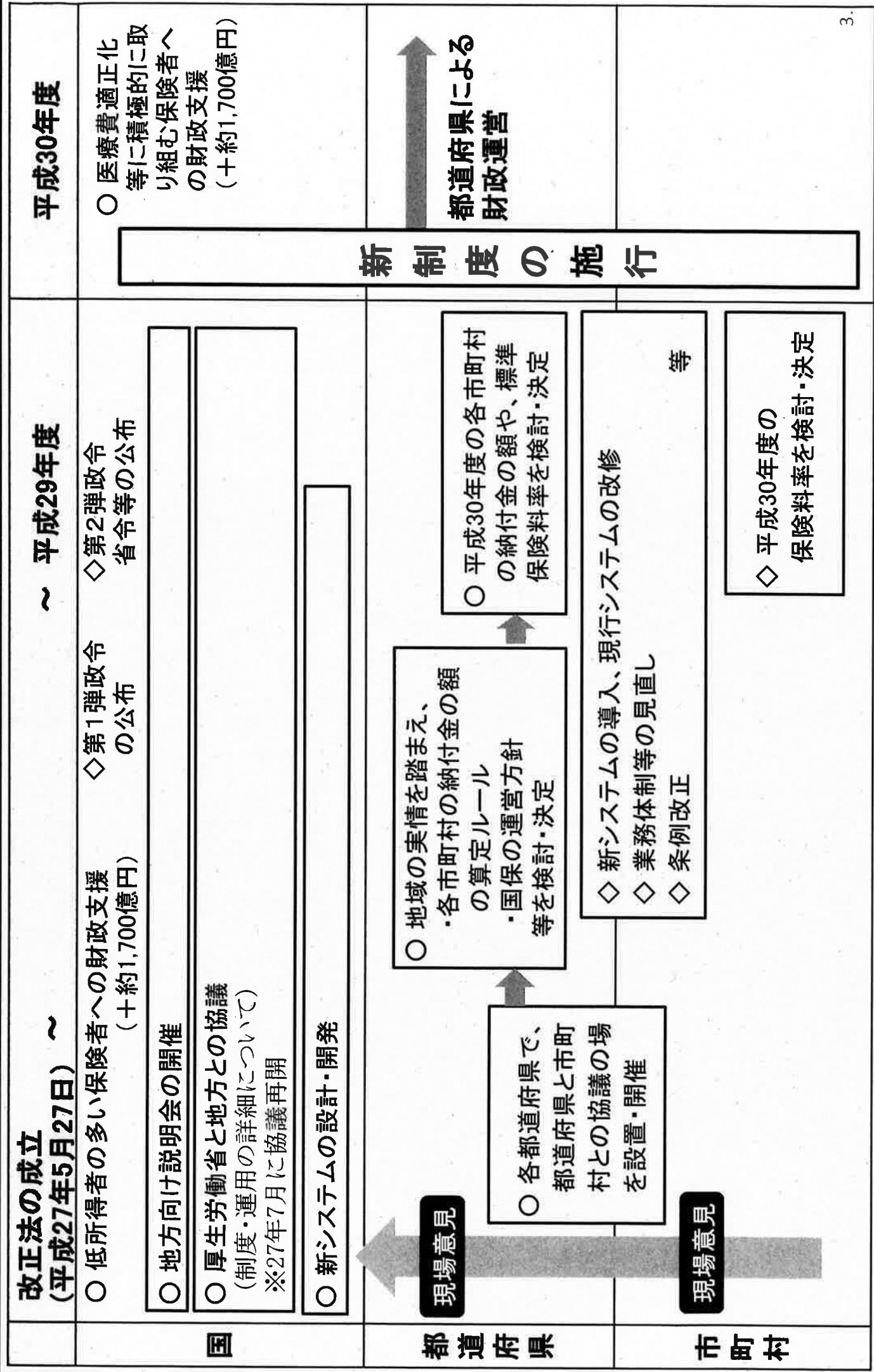
## 資料 3

# 国民健康保険の制度改革について

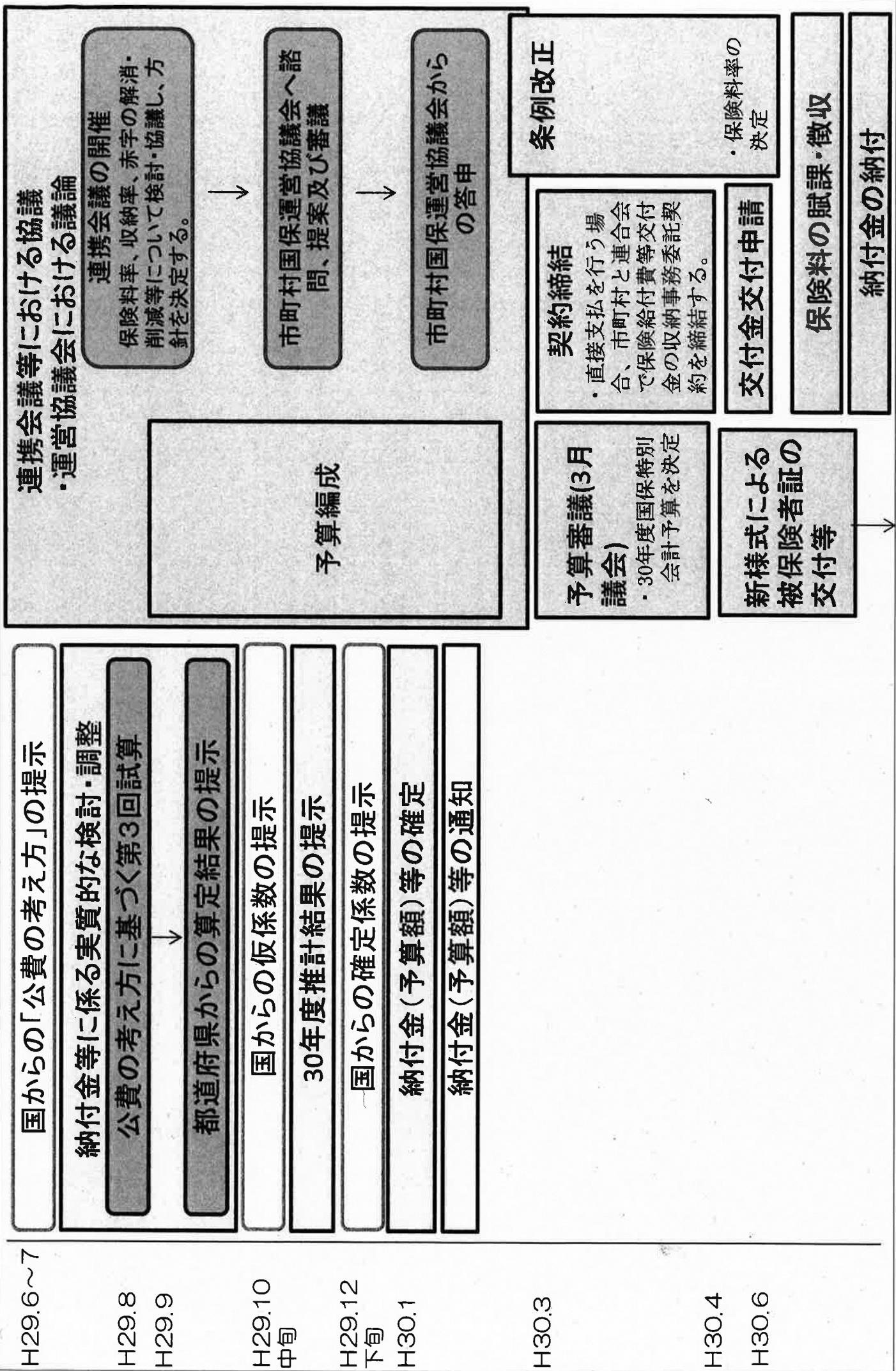
(平成29年7月27日開催 平成29年度都道府県ブロック会議資料より抜粋)

健康福祉部保険年金課

## 国保改革の主な流れ（イメージ）



## 市町村の作業スケジュール(例)



# 1. 平成30年度の公費について（拡充分の全体像）

平成30年度の公費の在り方にについて  
とりまとめ

平成29年7月5日

国保基盤強化協議会事務レベルWG

## 【普調】 【300億円程度】

### ＜暫定措置（都道府県分）＞ **【300億円程度】**

- ・追加激変緩和（都道府県間の公平性に十分配慮しつつ配分）

※予算額は徐々に減少せるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7：2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討（「財政調整機能の強化」の総額（800億円程度）は将来にわたり維持する）

### ○財政調整機能の強化 (財政調整交付金の実質的増額)

### 【特調（都道府県分）】 **【100億円程度】**

- ・子ども被保険者【100億円程度】（既存分と合わせ200程度）

※平均以下の子ども被保険者数を交付対象に追加。市町村の過去の交付実績及び子ども被保険者数に着目した再配分を行うことを基本とする

### 【特調（市町村分）】 **【100億円程度】**

- ・精神疾患【70億円程度】（既存分と合わせ200程度）
- ・非自発的失業【30億円程度】（既存分と合わせ70程度）

### 【800億円程度】

### 【都道府県分】 **【500億円程度】**

- ・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
  - ・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
  - ・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】
- ※改革施行後の医療費適正化の取組状況を見つつ、アウトカム評価の比重を高めていくものとする

### 【市町村分】 **【300億円程度】** ※別途、特調より200億円程度追加】

- ・前倒し実施分（一部指標を差し戻す）
- ・事務等の適正化に係る指標

※都道府県単位化の趣旨を踏まえ、改革施行後の状況を見つつ、徐々に都道府県分重視の仕組みに見直していくことを検討

### 【800億円程度】

### ○保険者努力支援制度 ・医療費の適正化に向けた取組 等に対する支援

※特別高額医療費共同事業への国庫補助の拡充に数十億円程度を確保  
※平成31年度以降の公費の方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

## 4. 保険者努力支援制度について（全体像①）

市町村分（300億円程度）※特調より200億円程度を追加	
保険者共通の指標	
<b>国保固有の指標</b>	指標① 収納率向上に関する取組の実施状況 <input type="radio"/> 保険料（税）収納率 ※過年度分を含む
<b>指標② 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況</b>	指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況 <input type="radio"/> データヘルス計画の実施状況
<b>指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況</b>	指標③ 紙付の適正化に関する取組の実施状況 <input type="radio"/> 医療費通知の取組の実施状況
<b>指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況</b>	指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況 <input type="radio"/> 国保の視点からの地域包括ケア推進の取組
<b>指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況</b>	指標⑤ 第三者求償の取組の実施状況 <input type="radio"/> 第三者求償の取組状況
<b>指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況</b>	指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況 <input type="radio"/> 適切かつ健全な事業運営の実施状況
都道府県分（500億円程度）	
<b>指標① 主な市町村指標の都道府県単位評価</b>	指標② 医療費適正化のアウトカム評価 <input type="radio"/> 都道府県の医療費水準に関する評価
<b>○主な市町村指標の都道府県単位評価</b>	※国保被保険者に係る年齢調整後一人当たり 医療費に着目し、 その水準が低い場合
<b>・特定健診・特定保健指導の実施率</b>	・前年度より一定程度改善した場合
<b>・糖尿病等の重症化予防の取組状況</b>	・医療提供体制適正化の推進
<b>・個人インセンティブの提供</b>	・法定外繰入の削減
<b>・後発医薬品の使用割合</b>	
<b>・保険料収納率</b>	
<b>※ 都道府県平均等に基づく評価</b>	

## 4—①. 保険者努力支援制度について（市町村分（i）全休像）

### I. 考え方にについて

#### 【評価指標の考え方について】

- 保険者共通の指標である、特定健診受診率や糖尿病等の重症化予防などの医療費適正化に資する取組の実施状況については、新たに取組の達成度や充実度を評価する指標を追加・変更。国保固有の指標である、データヘルス計画の実施状況や第三者求償などの健全な事業運営に資する取組の実施状況については、取組段階の引上げを促す新たな指標を追加変更。
- 特別調整交付金の経営努力分で評価を行つた「適正かつ健全な事業運営の実施状況」のうち、主要な項目について、新たに市町村分の保険者努力支援制度の評価項目に加える。

#### 【評価指標ごとの加点の考え方について】

- 各評価指標ごとに医療費適正化効果、取組の困難さ及び基礎的な体制構築等を総合的に考慮し、25～100点を配点する。
- 予算規模について
- 300億円程度 ※特調より200億円程度を追加

### II. 評価指標について

#### 保険者共通の指標

- 指標① 特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減り率
- 特定健診受診率・特定保健指導受診率
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

- 指標② 特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況
- がん検診受診率
- 歯科疾患（病）検診実施状況

- 指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況
- 重症化予防の取組の実施状況

- 指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況
- 個人へのインセンティブの提供の実施
- 個人への分かりやすい情報提供の実施

- 指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況
- 重複薬者に対する取組

- 指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況
- 後発医薬品の使用割合

#### 国保固有の指標

- 指標① 収納率向上に関する取組の実施状況
- 保険料（税）収納率
- ※過年度分を含む

- 指標② 医療費の分析等に関する取組の実施状況
- データヘルス計画の実施状況

- 指標③ 給付の適正化に関する取組の実施状況
- 医療費通知の取組の実施状況

- 指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組の実施状況
- 国保の視点からの地域包括ケア推進の取組

- 指標⑤ 第三者求償の取組状況
- 第三者求償の取組状況

- 指標⑥ 適正かつ健全な事業運営の実施状況
- 適切かつ健全な事業運営の実施状況

## 第3回試算の概要

- 第3回試算は、公費の在り方の検討結果を踏まえ、初めて新制度を前提に実施する。追加公費（1,700億円）のうち一部（1,200億円）を含めるとともに、普通調整交付金等の交付見込額を「都道府県単位」で算定する。また、平成29年度予算ベースの文を直近の規模に近づける。（所得、医療給付費等のデータを最新のものに更新することで、規模が縮小する。）
- 今回の試算において、激変緩和を行なう。激変緩和は、保険料の伸びの上限として都道府県が定める一定割合と国が提示する一定割合の双方を活用して行う。一定割合を超過した市町村に対し、都道府県繰入金及び暫定措置（国公費）を投入して、一定割合で頭打ちとする。また、一定割合と同率で下限割合も設定して、都道府県繰入金の重点配分による激変緩和も行う。
- 都道府県及び市町村は、試算結果を活用して、 $\alpha$   $\beta$  の設定等の納付金の算定方法や激変緩和策の在り方等について、具体的に協議・検討し、30年度予算ベースではないことの留保条件をつけつつ、合意形成を進めること。また、自然増分や医療費適正化効果等について、独自に仮定を置くことによって、試算結果を30年度予算編成に活用できる。

内訳	制度前提	平成28年11月		平成29年1月		平成29年7月		平成30年1月	
		第1回試算 (仮係数)	第2回試算 (仮係数)	第3回試算 (確定係数)	第1回算定 (仮係数)	第2回算定 (確定係数)	新制度を前提 (都道府県単位)	平成30年度予算ベース	新制度を前提 (都道府県単位)
対象予算	平成29年度予算ベース (見込みのため过大)	平成29年度予算ベース (見込みのため过大)	平成29年度予算ベース (実態に近い文に縮小)	新制度 (都道府県単位)	新制度 (都道府県単位)	新制度 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)	新制度を前提 (都道府県単位)
追加公費	現行制度 (市町村単位)	未反映	（ほぼ）反映(1,200億円)	（ほぼ）反映(1,200億円)	（ほぼ）反映(1,200億円)	（ほぼ）反映(1,200億円)	（ほぼ）反映(1,200億円)	（ほぼ）反映(1,200億円)	（ほぼ）反映(1,200億円)
普通調整交付金	—	—	—	約300億円	約300億円	約300億円	約300億円	約300億円	約300億円
暫定措置	—	—	—	約250億円	約250億円	約250億円	約250億円	約250億円	約250億円
特別調整交付金	—	—	—	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)	約100億円(子ども)
保険者努力(都道府県)	—	—	—	約200億円	約200億円	約200億円	約200億円	約200億円	約200億円
保険者努力(市町村)	—	—	—	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)	約300億円 (別途特調より200億)

※特別高額医療費共同事業分については公費60億円を仮置き。

※既存の特別調整交付金についても可能な限り算定。

# 第3回試算の進め方

## ① 医療給付費の推計

平成29年2月診療分までの実績と平成29年2月末までの被保険者数実績を反映して、医療給付費等を推計。  
その結果、第2回試算時と比較して、医療給付費の見込額や公費は、全体として小さくなると想定される点に留意。  
② 所得額の変更  
普通調整交付金の確定交付額を算定する際に活用した、平成26～28年度の所得額を活用して、市町村ごとに3年平均所得額を算出。  
これに基づき、 $\alpha$ 、 $\beta$ を変更。

## ③ 保険者努力支援制度等の公費拡充分の反映

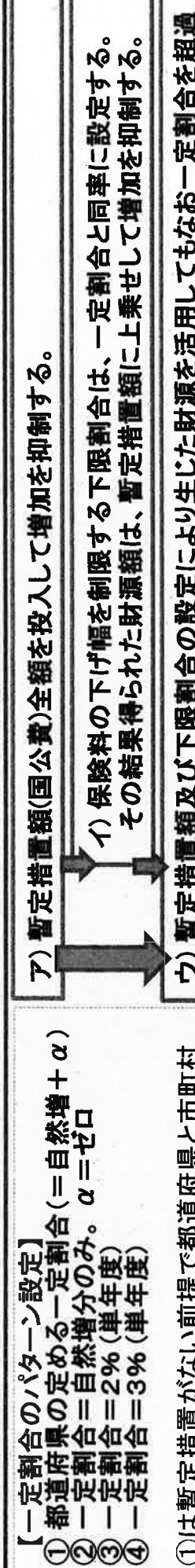
保険者努力支援制度の市町村向けについては、平成30年度の交付予定額を平成29年度に前倒しで実施したと仮定したと仮定した500億円を都道府県に提示。当該額を平成28年度における市町村への交付実績に基づき按分して市町村への交付額を推計。都道府県向けては、平成29年度に前倒しで一部実施したと仮定した額200億円とする(重点配分も可能)。その他、拡充された公費を配分。

## ④ 試算

## ⑤ 激変緩和の予行

激変緩和の予行は、一人当たり保険料額の比較によることとする。平成29年度一人当たり保険料額(試算結果)と平成27年度の一人当たり保険料額(決算ベース)を比較した上で、次の一定割合を置いて、上昇抑制を図る。※納付金ベースで読み替えることも可能。

## 【激変緩和】①～④全ての一定割合パターンについて、例えば以下2つの流れ(下限割合を設定する場合と設定しない場合)が想定される



# 試算準備・試算

# 激変緩和の予行

# 公表等

## 試算後直ちに国に速報を提出

※最終報告期限：8月31日

⑥ 都道府県・市町村の判断により試算結果を公表(運営協議会、議会、マスコミ等への公表において共通)  
第3回試算結果を公表する都道府県及び市町村は、上記4パターンの一一定割合を当てはめて算定した、市町別の平成29年度一人当たり保険料額(激変緩和後)と平成28年度一人当たり保険料額の比較結果を公表する。(28年度に法定外繰入・前年度繰上充用・財政調整基金取崩等により増加抑制を図った市町村は、一人当たり同額の法定外繰入等を29年度にも繰り同額で繰入れた保険料額減後の額とする。)

## ⑦ 予算編成

## 三段階の激変緩和措置

- 財政運営責任等を都道府県へ移行する際（平成30年度）、財政改善効果を伴う追加公費の投入（1,700億円規模）が行われるため、一般的には、平成29年度から平成30年度にかけての保険料の伸びは抑制・軽減されることとなる。
- ただし、国保の財政運営の仕組みが変わる（納付金方式の導入等）ことに伴い、一部の市町村においては、被保険者の保険料負担が上昇する可能性がある。
- ※ここでは「本来保険料で取るべき額」の変化に着目しており、決算補填目的等のための法定外一般会計繰入を削減したことによる変化は緩和措置の対象外

### 被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するための措置

#### ア) 市町村ごとの納付金の額を決定する際の配慮

- 納付金の算定にあたって、各都道府県は $\alpha$ や $\beta$ の値を設定するが、その際、各都道府県は市町村の「年齢調整後の医療費指数」の格差や29年度までに実施している保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式等により、激変が生じにくいや $\beta'$ の値を用いることを可能とする。

#### イ) 都道府県繰入金による配慮

- ア) 納付金の算定方法の設定による激変緩和措置については、都道府県で一つの計算式を用いたため、個別の市町村についての激変緩和措置が行えるわけではない。そのため、都道府県繰入金による激変緩和措置を設け、市町村ごとの状況に応じきめ細やかに激変緩和措置を講じることが可能な仕組みを設ける。

#### ウ) 特例基金による配慮

- 施行当初においては、予め激変緩和用として積み立ててある特例基金を計画的に活用することとし、当該基金を都道府県特別会計に繰り入れることで、イ) 都道府県繰入金による激変緩和措置により、他の市町村の納付金の額に大きな影響が出ないよう調整を行うこととする。（H30～35）